

平成 25 年度 豊橋技術科学大学同窓会 総会 議事録

日時：平成 25 年 10 月 12 日（土） 13:00～17:00

場所：豊橋技術科学大学 C 棟 2 階 C-204 会議室

出席者：高島会長、

1 系：戸高、田崎、2 系：稲田、河野、3 系：加藤、小林

4 系：佐藤、栗田、5 系：谷、松本、岡辺

役員外同窓生：中川様（旧 1 系）、西村様（旧 2 系）、日名地様（旧 2 系）、古野様（旧 3 系）、2 系井上教授（旧 3 系）、堀米様（旧 3 系）、5 系近藤助教

配布資料

- | | | |
|--------------------------|---------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 委任状集計結果 | [資料番号：25S-1] |
| <input type="checkbox"/> | 役員名簿（案） | [資料番号：25S-2] |
| <input type="checkbox"/> | 豊橋技科大同窓会臨時役員会議事録 | [資料番号：25S-3] |
| <input type="checkbox"/> | 平成 21-24 年度事業報告資料 | [資料番号：25S-4] |
| <input type="checkbox"/> | 平成 21-24 年度収支決算報告資料 | [資料番号：25S-5] |
| <input type="checkbox"/> | 同窓会会則改定案 | [資料番号：25S-6] |
| <input type="checkbox"/> | 同窓会会則新旧対照表 | [資料番号：25S-7] |
| <input type="checkbox"/> | 平成 25～28 年度事業計画 | [資料番号：25S-8] |
| <input type="checkbox"/> | 平成 25～28 年度収支予算案 | [資料番号：25S-9] |

議題：

委任状の集計結果

- 委任状集計結果の報告があり、集計結果が承認された（1 系田崎）
- Web 方法のコメントに関して報告があった（2 系稲田）

1. 同窓会役員人事

- 現役員の一覧が紹介され、漏れ・誤りが無いことが確認された（2 系稲田）
- 会長を含む現役員が承認された
- 同窓会臨時役員会議事録が報告された（2 系稲田）
- 次期会長として古野志健男（ふるのしげお）氏が承認された

2. 平成 21～24 年度事業報告および収支決算報告

- 事業報告がされた（1 系田崎）
- 同窓会回報
Web 化するが、住所確認を目的としたはがき通知も実施する
- Web に“カウンター”をつけることを検討する

- 大学 HP の同窓会
現在の HP は見にくいいため、バーナー等の改善が提案された（2系井上先生）
- 40、50周年等の事業に向けて
40、50周年等の事業にむけて同窓生へのアピールに関する議論があった
メールマガジン、今年度3月の学長シンポジウム等でアピールが議論された
- 収支決算が報告された（2系稲田）
- 会費取り扱いの議論があった

3. 審議事項

（ア）会則の改定について

- 改定案についての報告があった（1系田崎）
- 会則改定案
第3章会員 第5条（3）“特別会員～現職及び退職教員”
-> “特別会員～現職及び退職教職員”に変更（2系井上先生）
- 事務補助雇用・業務委託
同窓会の業務に対して、今後の拡大・充実化を実現するため、事務補助雇用・業務委託の提案があった（2系井上先生、高嶋会長）
- 各系、各期の同窓会組織体制
組織体制の整理を議論したほうが良いとの提案があった
- 大学と同窓会との関係
大学との関係の整理をもう一度議論したほうが良いとの提案があった
- 特別顧問
現在は学長のみだが、他の適任者も加えることが提案された

（イ）事業計画および収支予算案

- 事業計画および収支予算案の説明があった（2系稲田）
- “7. ミッション再定義と組織体制の再構築（仮）”追加の提案があった（高嶋会長、古野氏）
- 5. 業務の分担
業務の分担を計画から削除する提案があった（古野氏）
- 6. 大学との共同事業
次に列挙する3つの事業に分けることが提案された
①40周年共同事業、②名簿管理、③学長との懇談会
“特別顧問（学長）との懇談会毎年継続して”
毎年継続してを“継続して”に変更
- 終身 E-mail アドレスの確認（1系戸高）
- 同窓会一般会計予算案の説明があり承認された（3系加藤）

以上

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (旧)

第1章 総則

第1条 本会は、豊橋技術科学大学同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を豊橋技術科学大学内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、豊橋技術科学大学の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 総会の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 豊橋技術科学大学にかつて学籍を置いた者
- (2) 準会員 豊橋技術科学大学に現在学籍を置いている者
- (3) 特別会員 豊橋技術科学大学の現職及び退職教官
- (4) 賛助会員 本会の目的を賛助する個人または法人で、理事会において推薦された者

2 本会会員は、その所在を変更の都度、本会に通知する義務を負う。

第4章 組織

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉顧問 (豊橋技術科学大学学長)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名(庶務担当)
- (4) 理事 原則として各系2名
- (5) 顧問 若干名

第7条 本会の役員を選出は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 名誉顧問は、現豊橋技術科学大学学長とする。
- (2) 会長、副会長は、正会員のうちから理事会の推薦を得て会員の承認を得る。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (改定案)

第1章 総則

第1条 本会は、豊橋技術科学大学同窓会と称する。

第2条 本会は、本部を豊橋技術科学大学内に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、豊橋技術科学大学の発展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿(正会員連絡先)の管理
- (2) 会報の発行
- (3) 総会の開催
- (4) 会員相互の交流支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要とされる事業

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 豊橋技術科学大学にかつて学籍を置いた者
- (2) 準会員 豊橋技術科学大学に現在学籍を置いている者
- (3) 特別会員 豊橋技術科学大学の現職及び退職教職員
- (4) 賛助会員 本会の目的を賛助する個人または法人で、役員会または総会において推薦された者

2 本会会員は、その所在を変更の都度、本会に通知する義務を負う。

第4章 組織

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉顧問 (豊橋技術科学大学学長)
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 幹事 原則として各系2名(再編前の系組織からは最低1名)
- (5) 顧問 若干名

第7条 本会役員を選出は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 名誉顧問は、現豊橋技術科学大学学長とする。
- (2) 会長、副会長は、正会員のうちから役員会が推薦し、役員会の決議を経て選任する。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (旧)

(3) 理事は、正会員のうちから理事会が推薦した者及び会長の委嘱による者とする。

(4) 顧問は、役員経験者もしくは特別会員のうち理事会において推薦された者とする。

第8条 本会役員の任期は2年とする。但し留任は妨げないものとする。

第9条 本会の議決機関として理事会及び総会を開催する。

第5章 役員

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会において意見を述べ、事務局及び本会運営の責務を負う。

4 名誉顧問および顧問は、本会の運営について助言を与え、会長の要請に応じて本会の会務に出席し意見を述べることができる。

第11条 理事は、本会の次の具体的な業務の実行を担当する。

- (1) 庶務
- (2) 会計
- (3) 会報の編集、発行
- (4) 理事会、総会など重要な会務の開催及び召集

- (6) 監査
- (7) その他、本会の事業全般

2 各業務責任者は理事が担当し、業務遂行する。

第6章 理事会

第12条 理事会は、第6条に定められた役員により構成される。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (改定案)

(3) **幹事**は、正会員のうちから**役員会**が推薦した者及び会長の委嘱による者とする。

(4) 顧問は、役員経験者もしくは特別会員のうち**役員会**において推薦された者とする。

第8条 本会役員の任期は2年とする。但し留任は妨げないものとする。

第9条 本会の議決機関として**役員会**及び総会を開催する。

第5章 役員

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。**副会長2名のうち、1名は庶務責任者として役員会や総会等の開催の責務を負う。**

3 **幹事は、役員会**において意見を述べ、**また会務を分掌して**本会運営の責務を負う。

4 名誉顧問および顧問は、本会の運営について助言を与え、会長の要請に応じて本会の会務に出席し意見を述べることができる。

第11条 **幹事は、**本会の次の具体的な業務の実行を担当する。

- (1) **事務局・総会等の庶務運営**
- (2) 会計
- (3) 会報の編集、発行
- (4) **Web等電子情報の管理**
- (5) **会員名簿の更新管理、および会員相互の交流親睦の支援**
- (6) **各系の同窓会組織との連携**
- (7) **会計監査**

2(1)~(5)の業務担当は系毎に割り当て、1年毎に順送りしながら遂行することを原則とする。

3各々に責任者を定めて業務を遂行する。なお、(1)の庶務責任者は副会長とし、(7)の会計監査は役員会にて選任する。

4業務は必要に応じて、役員会の承認を経て外部への委託・委嘱することができるものとする。

第6章 役員会

第12条 **役員会**は、第6条に定められた役員**のうち、会長、副会長、幹事**により構成される。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (旧)

第 13 条 理事会は、会長の要請により庶務担当が開催の責務を負う。

第 14 条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業の運営に関する事項
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 事業計画案及び予算案
- (4) 賛助会員の推薦に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する議案

第 15 条 理事会の議決は、理事会に出席している役員の過半数の賛成を必要とし、可否が同数のときは、議長が決める。理事会の議長は会長が務める。理事会に欠席した役員の議決は、出席している役員の総意に委ねたものとみなす。

第 7 章 総会

第 16 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 定期総会は、4 年に 1 回開催することを原則とする。
- 3 臨時総会は、会長が、その必要を認めた時、開催する。
- 4 会長は、総会を召集するとき、事前に文書で正会員に通知しなければならない。

第 17 条 総会は次の事項を審議し、承認または議決する。

- (1) 会則の制定・改廃
- (2) 事業計画及び収支予算案
- (3) 事業報告及び収支決算案
- (4) その他、本会の運営に関し重要な事項

第 18 条 総会の議事は、出席正会員の過半数で決め、可否が同数のときは会長が決める。議長は、会長が務める。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (改定案)

第 13 条 **役員会**は、会長が**招集し**、庶務**責任者の副会長**が開催の責務を負う。

第 14 条 **役員会**は次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業の運営に関する事項
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 事業計画案及び予算案
- (4) 賛助会員の推薦に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する議案

第 15 条 **役員会**は**構成員の過半数の出席をもって成立する。**

2 役員会に出席のできない構成員は、他の構成員又は議長に表決を委任することができ、これにより役員会に出席したものとみなす。

3 役員会の議長は会長が務める。

4 役員会の議決は、役員会出席者の過半数の賛成を必要とし、可否が同数のときは、議長が決める。

第 7 章 総会

第 16 条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集し、**役員および正会員により構成される。**

- 2 定期総会は、4 年に 1 回開催することを原則とする。
- 3 臨時総会は、会長が、その必要を認めた時、開催する。
- 4 会長は、総会を召集するとき、**少なくとも 4 週間前までに文書または電磁的方法で**正会員に通知しなければならない。

第 17 条 総会は次の事項を審議し、承認または議決する。

- (1) 会則の制定・改廃
- (2) **前回総会以降の事業報告及び収支決算案**
- (3) **以降4年間の事業計画及び収支予算案**
- (4) その他、本会の運営に関し重要な事項

第 18 条 総会は**役員**の**3分の2以上の出席をもって成立する。**

2 総会に出席できない構成員は、議長に議決を委任することができ、これにより総会に出席したものとみなす。

3 総会の議長は会長が務める。

4 総会の議決は、総会出席者の過半数の賛成を必要とし、可否が同数のときは、会長が決める。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (旧)

第8章 会計

第19条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。但し、必要に応じ、理事会での議決、総会での承認を得て臨時費を徴収することができる。

第20条 本会の正会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 5,000円
- (2) 終身会費 10,000円

2 会費の納入は入学時に一括して行う。在学中は、準会員としての資格を得る。

第21条 既納の会費は原則として返納しない。但し、準会員が、卒業もしくは修了以前に学籍を離れる場合に限り、半年以内に請求があれば、返納する。その場合、会員資格を失う。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

第9章 雑則

第23条 本会会則の改訂は、理事会の議決を経て総会の承認を必要とする。

第24条 本会会則施行に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

付則

1 本会則は、平成4年12月19日の総会において会則改訂の承認を得て、平成4年12月20日から施行する。

2 平成4年度及び5年度在学学生は、第20条における会費の納入を卒業、修了時に一括して納入する。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (改定案)

第8章 会計

第19条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。但し、必要に応じ、役員会での議決、総会での承認を得て臨時費を徴収することができる。

第20条 本会の正会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 5,000円
- (2) 終身会費 10,000円

2 会費の納入は入学時に一括して行う。在学中は、準会員としての資格を得る。

第21条 既納の会費は原則として返納しない。但し、準会員が、卒業もしくは修了以前に学籍を離れる場合に限り、半年以内に請求があれば、返納する。その場合、会員資格を失う。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

第9章 会員名簿

第23条 本会の会員名簿(正会員の連絡先、以下、会員名簿)を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、「会員名簿の管理と利用に関する規約」を別途定め、この管理規約にもとづき管理利用するものとする。

第10章 雑則

第24条 本会会則の改訂は、役員会の議決を経て総会の承認を必要とする。

第25条 本会会則施行に必要な規約ならびその他必要な事項は、役員会の議決を経て会長が定める。

付則

平成4年12月19日の総会において会則改定の承認を得て、平成4年12月20日から施行

平成4年度及び5年度在学学生は、第20条における会費の納入を卒業、修了時に一括して納入する。

本会則は、平成25年10月12日の総会において、会則改定の承認を得て、平成25年10月13日から施行する。

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (旧)

豊橋技術科学大学 同窓会 会則 (改定案)

豊橋技術科学大学同窓会「会員名簿の管理と利用に関する規約」

(平成25年10月制定)

1. 本会の会員名簿(正会員の連絡先)を適切に更新管理し、個人情報の保護のもと、本会の目的である会員相互の親睦と豊橋技術科学大学の発展に有効活用するために、本規約を定める。
2. 豊橋技術科学大学同窓会では、正会員の以下の項目(以下、情報)を会員名簿として収集・管理する。
 - 学籍番号、氏名、出身系、卒業・修了年、研究室、出身高校・高専、メールアドレス、勤務先名、勤務先住所・電話、自宅住所・電話、帰省先住所・電話
3. 情報は、大学卒業・修了時点の情報を元とし、会員からの申し出により随時更新する。
4. 情報は、同窓会報や総会の案内等、同窓会会員の交流活性等の目的で使用する。また別途覚書を定め、豊橋技術科学大学から同窓生への案内等に用いるために共有・共同管理し活用する。
5. 情報の開示は、覚書にもとづく豊橋技術科学大学とその関連組織への提供、および、会員相互の親睦を図るために連絡を取る目的で会員から開示を希望された場合に限るものとする。開示する場合は、要求者の本人確認と利用目的を役員が確認の上、必要と判断する範囲の情報に限定して、開示するものとする。
6. 開示情報にもとづく会員間の相互連絡など結果、情報の更新が確認された場合には、開示を受けた者は、会員本人の了承を得て同窓会に提供し、会員名簿の情報更新に資するように取り計らうものとする。
7. 個人情報保護に関する基本方針を以下と定める。
 - (1) 同窓会の目的にのみ限り、本規約にもとづいて個人情報を使用する。
 - (2) 会員の個人情報に関する照会には、法令に基づくものと4.に基づくもの以外に対応しない。
 - (3) 規約に沿ったものであっても会員が自己の個人情報を他への開示を望まない場合(非開示)や、名簿からの削除を希望する場合は、同窓会への書面による届出により、いつでも将来に向けて変更できるものとする。その届出がない場合は、規約に基づく開示、および役員会が必要であると判断した開示に同意したものとみなす。

付則

この規約は平成25年10月12日の総会承認を経て、平成25年10月13日より施行する。